

交付前マイナンバーカードの紛失について

南区役所市民課（以下、市民課）において、保管していた交付前のマイナンバーカード 1 枚を紛失する事案が発生しました。

このような重大な事態を発生させたことにつきまして、関係者の方をはじめ、市民の皆様には深くお詫び申し上げます。再発防止に向け、マイナンバーカード（以下、カード）の管理を徹底します。

なお、紛失した個人情報の流出による被害は、現在のところ確認されておりません。

1 紛失物

未交付のカード 1 枚（1 名の個人情報（個人番号、氏名、住所、生年月日、性別、顔写真））

2 事案の経過

○6 月 26 日（木）、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）からカード 73 枚及び交付通知はがき・送付リストが市民課に送付され、カードの枚数を含む全ての送付物に漏れないことを確認した。

○6 月 26 日（木）から交付に向けて準備作業を始め、7 月 2 日（水）にカード 73 枚分の事前作業が全て行われていることを確認した上で、執務時間終了後は市民課内にある書庫に保管し施錠していた。

○7 月 3 日（木）、カードの交付通知はがきを交付対象者に発送し、カードを保管していた作業時用の紙製小箱から窓口交付専用のプラスチックケースに移し、交付通知はがきを受け取った方が来庁すれば交付できるよう準備した。執務時間終了後、プラスチックケースは施錠したロッカーで保管した。

○7 月 8 日（火）、交付通知はがきを受け取った当該市民の方がカード受取のため市民課窓口に来庁されたが、職員が交付のためにプラスチックケース内を確認したところカードが見当たらなかったことから、事情を説明しお帰りいただいた。

○同日直ちに、当該カードは利用開始時の設定がされておらず、利用できる状況になっていないことを統合端末システム上で確認し、また保管する未交付の全てのカードと未交付者リストの突合を行い、当該カードを除く 1,700 枚分は全て一致していること、そしてカードの交付の際は、交付対象者と相互チェックの上、受領のサインをもらっていることから、他の方に誤って二重交付していないことを確認した。同日夜、当該市民の方には謝罪と経過説明を行い、7 月 9 日（水）にカードの再申請をお願いした。

○7 月 14 日（月）まで、執務室内を搜索するも発見に至らなかったため、同日、当該市民の方に改めて謝罪等を行い、南堺警察署に遺失物届を提出した。

3 原因

○カードを発送前まで保管していた紙製小箱から専用のプラスチックケースに移す際、カードを確実に移したか、また紙製小箱に残っていないかを複数人で確認していなかったため、不要となった小箱とともに廃棄した可能性が高いと考えられる。

4 再発防止策

- カードを発送前まで保管していた紙製小箱から専用のプラスチックケースに移す際の手順などを記載した詳細なマニュアルを整備し、カードを確実に移したか、また紙製小箱に残っていないかを複数人で確認し点検簿に記録する。
- 職員の個人情報保護に関する重要性の認識をより一層深めるため課内研修を実施し、厳正な管理、取扱を徹底し、再発防止に取り組む。

問 い 合 わ せ 先	(マイナンバーカードの交付に関すること) 担 当 課：南区役所 市民課 電 話：072-290-1802 ファックス：072-290-2030
	(マイナンバーカードの制度に関すること) 担 当 課：市民人権局 市民生活部 戸籍住民課 電 話：072-228-7739 ファックス：072-228-0371